

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
第 5 条 (ワンタイムパスワードの利用) 5. 当社は、トークンの不良その他の事由によりワンタイムパスワードの信頼性に懸念が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、直ちにお客さまの本人認証についてワンタイムパスワードの機能を停止または制限できるものとします。この場合、当社は本人認証を必要とするすべての取引について別途の本人認証手続（<u>ログイン ID の利用</u>、BA-PLUS の一時的な契約を含む）を定めることができ、お客さまはこれにしたがうものとします。また、当社は、お客さまの承諾なしに一日あたりの振込限度額の設定を変更できるものとします。	第 5 条 (ワンタイムパスワードの利用) 5. 当社は、トークンの不良その他の事由によりワンタイムパスワードの信頼性に懸念が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、直ちにお客さまの本人認証についてワンタイムパスワードの機能を停止または制限できるものとします。この場合、当社は本人認証を必要とするすべての取引について別途の本人認証手続（BA-PLUS の一時的な契約を含む）を定めることができ、お客さまはこれにしたがうものとします。また、当社は、お客さまの承諾なしに一日あたりの振込限度額の設定を変更できるものとします。

以上